

【介護職員等処遇改善加算について】

介護職員等処遇改善加算の算定について、令和7年2月7日付けで厚生労働省から「介護職員等処遇改善加算に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について(令和7年度分)」(厚生労働省老健局長通知)及び「介護職員等処遇改善加算に関するQ&A(第1版)」が発出されました。

これらの通知に基づき必要な書類を作成し提出してください。

算定の際は、総社市役所ホームページに掲載している様式を活用してください。

なお、詳細については、

(https://www.city.soja.okayama.jp/tyouzyukaigo/kaigohoken_houkatusien/syoguukaizen_3.html)を参照してください。

【令和7年4月から5月に算定を開始する場合の計画書の提出期限】

令和7年4月15日(火)

【令和7年6月以降に算定を開始する場合の計画書の提出期限】

算定開始月の前々月末日まで

【提出先】総社市役所長寿介護課

(窓口持参, 郵送又は電子メール)